岩手県 I C T 利活用推進有識者会議設置要綱改正 (案)

1 設置要綱改正(案)について

岩手県ICT利活用推進有識者会議設置要綱を以下の理由・経緯により、一部改正を行う。

<改正理由・経緯>

(1) 第2(目的)及び第3(所掌事項)

岩手県ICT利活用推進計画が令和5年3月31日に計画期限を迎えることから、次期計画となる「岩手県DX推進計画(仮称)」(令和5年度~令和8年度)の策定に関する項目を追加するもの。

(2) 第4 (組織及び運営)及び別紙

①「岩手県DX推進計画(仮称)」の策定に向けて、新たに以下の2名の有識者に参画いただき、 組織体制の拡充を図るもの。

委員:宮川洋一氏 (岩手大学教育学部教授)

GIGAスクールによる学びの改革推進や、義務教育段階からのデジタル人材(理系人材) 育成の観点を追加するもの。

委員:鈴木あゆみ氏 (岩手県立大学社会福祉学部講師)

防災から復興までの各段階における住民啓発・被災者支援や、東日本大震災津波等の災害の 教訓・伝承の観点を追加するもの。

- ②本会議には、岩手県ICT利活用推進計画策定段階から、地域情報化(自治体DX推進)の計画策定の見識を有する専門家に参画いただいており、岩手県DX推進計画(仮称)においても同様に意見・助言をいただくもの(これまで要綱に記載していなかったため明記するもの)。
- ③人事異動に伴う委員氏名及び役職名を変更するもの。

2 令和4年度の有識者会議開催スケジュールについて

	令和4年 8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月
有識者 会議	O8/9	0	\$		0			♦

○:参集開催または

オンライン開催(予定)

◇:書面開催(予定)

【第2回(9月中旬)】次期計画(素案)

第1回会議意見を踏まえて作成している素案(途中経過)において意見をいただく

【第3回(10月中旬)】次期計画(素案)

第2回会議意見を踏まえて作成した素案について意見をいただく

【第4回(12月下旬)】次期計画(案)

第3回会議意見・市町村照会結果・パブリックコメントを踏まえて作成した計画案について 意見をいただく

【第5回(3月上旬)】次期計画(最終案) 次期計画策定前の最終確認をいただく

3 令和4年度末以降の有識者会議の持ち方について(予定)

次期計画策定後(令和5年3月31日付け)に、有識者会議の体制を以下のとおり変更。

- ①有識者会議名称を「岩手県DX推進有識者会議」に改称。
- ②所掌事項から「次期計画の策定に対する意見及び助言」を削除し、「岩手県DX推進計画の進捗 状況等に対する意見及び助言」を追加。
- ③設置期間を 2027 年 3 月 31 日まで延長。
- ④委員の皆さまの来年度以降の続投については、別途、御意向を確認いたします。

「岩手県ICT利活用推進有識者会議設置要綱」一部改正 新旧対照表

改正前

岩手県ICT利活用推進有識者会議設置要綱

第1(設置) [略]

第2 (目的)

本会議は、本県におけるICT利活用の推進のため、「岩手県ICT利活用推進計画」(以下「計画」という。)に係る進捗状況及び社会情勢の変化や技術動向を踏まえた必要な取組の追加や見直し等について、専門的な観点から意見及び助言をいただくことを目的に設置する。

第3 (所掌事項)

本会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況に対する意見及び助言
- (2) 必要な取組の追加や見直しに関する意見及び助言
- (3) その他、本会議の目的を達成するために必要と思われる事項

第4 (組織及び運営)

- (1) 本会議の委員は、別紙に掲げる者とする。
- (2) 本会議は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

第5 (座長) [略]

第6(設置期間) 「略]

改正後

岩手県ICT利活用推進有識者会議設置要綱

第1(設置) 「略]

第2 (目的)

本会議は、次の2点を目的に設置する。

- (1) 本県におけるICT利活用の推進のため、「岩手県ICT利活用推進計画」(以下「現行計画」という。) に係る進捗状況及び社会情勢の変化や技術動向を踏まえた必要な取組の追加や見直し等について、専門的な観点から意見及び助言をいただくこと。
- (2) 本県におけるデジタル化・DXの推進に向け、官民データ利活用 推進基本法に基づく現行計画の次期計画となる「岩手県DX推進計 画(仮称)」(以下、「次期計画」という。)の策定について、各分野 の専門的な観点からの意見及び助言をいただくこと。

第3 (所掌事項)

本会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 現行計画の進捗状況に対する意見及び助言
- (2) 現行計画の必要な取組の追加や見直しに関する意見及び助言
- (3) 次期計画の策定に対する意見及び助言
- (4) その他、本会議の目的を達成するために必要と思われる事項

第4 (組織及び運営)

- (1) 本会議の委員は、別紙に掲げる者とする。
- (2) 本会議に、アドバイザーとして、自治体DX推進等の計画策定及 び見直しの見識を有する専門家を招請する。
- (3) 本会議は、<u>前各号に掲げる者のほか、</u>必要に応じて、委員以外の 者の出席を求めることができる。

第5 (座長) [略]

第6(設置期間) [略]

第7(庶務) [略]

第8(補則) [略]

附則

- この要綱は、2018年5月24日から施行する。 附 則
- この要綱は、2018年8月9日から施行する。 附 則
- この要綱は、2019年5月21日から施行する。 附 則
- この要綱は、2020年4月1日から施行する。

第7(庶務) [略]

第8(補則) [略]

附則

- この要綱は、2018年5月24日から施行する。 附 則
- この要綱は、2018年8月9日から施行する。 附 則
- この要綱は、2019年5月21日から施行する。 附 則
- この要綱は、2020年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、2022年8月9日から施行する。

別紙

「岩手県 I C T 利活用推進有識者会議」 委員

氏名	役職名
青柳 忍	東日本電信電話株式会社 岩手支店 副支店長 兼 ビジネスイノベーション部長
柴田 義孝	岩手県立大学 名誉教授
下沖 収	岩手医科大学 医学部 教授
長坂 善禎	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センター 生産基盤研究領域作業技術グループ グループ長
半澤 久枝	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご 代表
法貴 敬	岩手県情報サービス産業協会 会長 (株式会社アイシーエス 代表取締役社長)
三浦 英二	岩泉町 総務課長
吉田 寿郎	株式会社小林精機 常務取締役

(敬称略 50 音順)

別紙

「岩手県 I C T 利活用推進有識者会議」 委員

氏名	役職名
<u>冠 秀昭</u>	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センター 水田輪作研究領域 ICT 活用技術グループ長
佐々木 真	岩泉町 <u>政策推進課長</u>
柴田 義孝	岩手県立大学 名誉教授
下沖 収	<u>岩手医科大学医学部総合診療医学講座</u> 岩手医科大学附属内丸メディカルセンター長
鈴木 あゆみ	岩手県立大学社会福祉学部 講師
高鷲 直哉	東日本電信電話株式会社 岩手支店 副支店長 兼 ビジネスイノベーション部長
半澤 久枝	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご 代表
法貴 敬	岩手県情報サービス産業協会 会長 (株式会社アイシーエス 代表取締役社長)
宮川 洋一	岩手大学教育学部 教授
吉田 寿朗	株式会社小林精機 常務取締役

(敬称略 50 音順)

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手県ICT利活用推進有識者会議設置要綱(改正後全文)

第1(設置)

「岩手県ICT利活用推進有識者会議」(以下「本会議」という。)を設置する。

第2(目的)

本会議は、次の2点を目的に設置する。

- (1) 本県におけるICT利活用の推進のため、「岩手県ICT利活用推進計画」(以下「現行計画」という。) に係る進捗状況及び社会情勢の変化や技術動向を踏まえた必要な取組の追加や見直し等について、専門的な観点から意見及び助言をいただくこと。
- (2) 本県におけるデジタル化・DXの推進に向け、官民データ利活用推進基本法に基づく現行計画の次期計画となる「岩手県DX推進計画(仮称)」(以下、「次期計画」という。) の策定について、各分野の専門的な観点からの意見及び助言をいただくこと。

第3 (所掌事項)

本会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 現行計画の進捗状況に対する意見及び助言
- (2) 現行計画の必要な取組の追加や見直しに関する意見及び助言
- (3) 次期計画の策定に対する意見及び助言
- (4) その他、本会議の目的を達成するために必要と思われる事項

第4 (組織及び運営)

- (1) 本会議の委員は、別紙に掲げる者とする。
- (2) 本会議に、アドバイザーとして、自治体DX推進等の計画策定及び見直しの見識を 有する専門家を招請する。
- (3) 本会議は、前各号に掲げる者のほか、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

第5(座長)

- (1) 本会議に、座長を置く。
- (2) 座長は、委員の互選によって定めるものとする。
- (3) 座長は、会務を総理する。

第6 (設置期間)

本会議の設置期間は、2023年3月31日までとする。

第7(庶務)

本会議の庶務は、岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室が処理する。

第8(補則)

この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に必要な事項は座長が定める。

附則

- この要綱は、2018年5月24日から施行する。 附 則
- この要綱は、2018年8月9日から施行する。 附 則
- この要綱は、2019年5月21日から施行する。 附 則
- この要綱は、2020年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、2022年8月9日から施行する。

「岩手県 I C T 利活用推進有識者会議」 委員

氏名	役職名
冠 秀昭	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センター 水田輪作研究領域 ICT 活用技術グループ長
佐々木 真	岩泉町 政策推進課長
柴田 義孝	岩手県立大学 名誉教授
下沖 収	岩手医科大学医学部総合診療医学講座 岩手医科大学附属内丸メディカルセンター長
鈴木 あゆみ	岩手県立大学社会福祉学部 講師
高鷲 直哉	東日本電信電話株式会社 岩手支店 副支店長 兼 ビジネスイノベーション部長
半澤 久枝	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご 代表
法貴 敬	岩手県情報サービス産業協会 会長 (株式会社アイシーエス 代表取締役社長)
宮川 洋一	岩手大学教育学部 教授
吉田 寿朗	株式会社小林精機 常務取締役

(敬称略 50 音順)

【R4年度】科学・情報関連施策の推進体制

岩手県科学技術イノベーション指針(以下、「イノベーション指針」)、岩手県ICT利活用推進計画(以下、「ICT計画」)の実効性を高めるため、それぞれ設置している有識者会議と庁内に設置する科学・情報政策推進連携チームにより、県の科学・情報関連施策を一体的に推進する。

岩手県科学技術イノベーション指針

岩手県イノベーション創出推進会議

<目的>イノベーション指針に係る進捗状況の管理、検証、見直し等 <構成>学識経験者、公的研究機関、公的産業支援機関 等

> 進捗状況や科学・情報関連施策に対する意見を踏まえて、 県施策へ反映

岩手県ICT利活用推進計画

岩手県ICT利活用推進有識者会議

<目的>ICT計画に係る進捗状況の管理、施策に関する見直し等 <構成>学識経験者、ICT関連事業者、市町村 等

イノベーション指針、ICT計画に基づく施策の進捗状況について報告

科学・情報政策推進連携チーム

<目的>

- ・科学・情報関連施策に係る部局連携・横断的な取組の推進
- ・イノベーション指針、ICT計画の各部局の進捗状況の共有
- ※進捗状況のほか各部局における科学・情報関連施策の最新情報についても適宜共有

<構成等>

- ・本庁の企画課長等で構成(公設試をオブザーバー)
- ・年2~3回程度開催、適宜政策会議にも報告
- ・事務局は科学・情報政策室

各部局 イノベーション指針、ICT計画に基づく各分野の取組を進めるとともに、いわて県民計画に掲げる11のプロジェクトに関して 積極的に第4次産業革命技術やICT利活用の展開を図る。

事務局(科学・情報政策室):各部局に積極的に働きかけを行いながら、いわて県民計画の着実な進展をサポート

- ➤Society5.0の実現に向けた技術動向の把握と各部局への情報提供(チーム会議、ワークショップ等)
- ▶ICTによる県民生活の利便性向上・地域活性化等に向けた、ICT利活用推進の取組の展開(アドバイザー制度、ICT利活用セミナー等)

